

正 誤

埼玉県告示第六百四十七号（令和四年六月二十一日第三百二十一号）中訂正

ページ 行

一 前から六

誤

埼玉県秩父市荒川贄川字三ツ沢一三八八番六、一三八九番三

正

埼玉県秩父市荒川贄川字三ツ沢一三八八番六・一三八九番三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十

誤

道路用地とするため

正

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）